

## 建設キャリアアップシステム運営協議会規約

平成29年6月30日制定  
令和2年12月25日一部改正  
令和7年3月19日一部改正

### (名称)

第1条 本協議会は、「建設キャリアアップシステム運営協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、建設キャリアアップシステム（以下「本システム」という。）の行政、建設産業関係団体等が一体となった円滑かつ適正な運営と、本システムの利用・活用及び普及の促進を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が行う本システムの運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成に関すること
- (2) 本システムの利用・活用及び普及の促進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

### (会員団体)

第4条 協議会の会員団体は、第2条の趣旨に賛同する建設産業関係団体で、別紙に掲げるものとする。

### (活動への協力)

第5条 会員団体は、協議会が行う第3条各号に掲げる活動に協力しなければならない。

### (会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、国土交通省不動産・建設経済局長の職にある者とする。

### (会長の職務)

第7条 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。

- 2 会長は、協議会の業務を執行する。この場合において、会長は、会員団体

の協力を求めることができる。

(特別委員)

第8条 協議会に、特別委員を置く。

2 特別委員は、次に掲げる者とする。

(1) 厚生労働省高齢・障害者雇用開発審議官の職にある者

(2) 振興基金専務理事の職にある者

3 前項第1号の特別委員は、労働政策の観点から技能労働者の処遇の改善等について、協議会の業務に協力する。

4 前項第2号の特別委員は、本システムの運営を行う観点から、協議会の業務に協力する。

(オブザーバー)

第9条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、本システムの利用・活用及び普及の促進に密接かつ重要な関係を有する機関として会長が参加を要請し、総会の同意を得たものとする。

(報酬)

第10条 会長、特別委員、委員及びオブザーバーは、無報酬とする。

(総会)

第11条 協議会に 総会を置く。

2 総会は、会長、特別委員及び次項に規定する委員をもって組織する。

3 委員は、各会員団体がそれぞれ推薦し、会長が任命する者とする。

4 総会には第2項の者のほか、各オブザーバーがそれぞれ推薦し、会長が任命する者が出席することができる。

(議決事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。

(1) 本システムの運営に係る基本方針の策定

(2) 本システムの運営に係る毎年度の事業計画及び収支計画の方針の策定

(3) 本システムの利用・活用及び普及の促進に関する方針の策定

(4) 本システムの事業継続に係る課題が発生した場合の対応方針

(5) 前各号に掲げるものの他、本システムの円滑かつ適正な運営を図るために必要な重要事項に関すること

2 総会は、前項各号の議決を行おうとするときは、振興基金からの報告を求め、その意見を聴くものとする。

(報告事項等)

第13条 総会は、次に掲げる事項について振興基金及び関係者から報告を求めることができる。

- (1) 本システムの毎年度の事業及び決算の状況
  - (2) 本システムの利用・活用及び普及に関する状況
  - (3) その他本システムの円滑かつ適正な運営のため必要と認められる事項
- 2 総会は、前項により報告を受けた場合、必要に応じ、振興基金及び関係者への意見を取りまとめることができる。

(基本方針等の振興基金への提示等)

第14条 総会が第12条第1項各号に係る議決を行ったときは、会長は議決された内容を振興基金に提示するものとする。

- 2 総会が前条第2項にかかる意見を取りまとめたときは、会長は振興基金または関係者へ意見を送付するものとする。

(開催)

第15条 総会は 定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に、開催することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員の過半数の要請があった場合は、これを開催しなければならない。

(招集)

第16条 総会は 会長が招集する。

- 2 会長は、総会を招集するときは、あらかじめ、委員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、第6条第2項に規定する者とする。

(定足数)

第18条 総会は、委員総数の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

(議決)

第19条 総会の議決事項は この規約に別に定めるもののほか、出席委員又

はその代理人の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面その他による表決等)

第20条 委員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、第16条第2項の規定より通知された事項について、書面又は電子的な方法をもって表決し、又は委員の代理の者に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用においては、出席したものとみなす。

(会議の非公開)

第21条 総会は、非公開とする。ただし、会長が認めた場合は公開できるものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(運営委員会)

第23条 総会の下に 運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者(以下「運営委員会委員」という。)をもって組織する。

- (1) 国土交通省大臣官房参事官(建設人材・資材)の職にある者
- (2) 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室長の職にある者
- (3) 振興基金理事長が指名する職員
- (4) 各会員団体がそれぞれ推薦する実務者で、会長が任命する者

3 運営委員会には運営委員会委員のほか、各オブザーバーがそれぞれ推薦し、会長が任命する者が出席することができる。

(協議事項)

第24条 運営委員会は 次に掲げる事項を協議する。

- (1) 第12条第1項各号及び第13条第1項各号に規定する事項
- (2) その他本システムの円滑かつ適正な運営のために必要と認める事項

2 運営委員会は、前項の協議を行おうとするとき、振興基金及び関係者への報告を求め、または意見の聴取を行うことができる。

(運営委員会委員長)

第25条 運営委員会に、運営委員会委員長を置く。

2 委員長は、第23条第2項第1号に規定する者とする。

3 委員長は、運営委員会の会務を掌理し、会議を主宰する。

(開催等)

第26条 運営委員会は 委員長が必要と認めるときに開催する。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会委員の過半数の要請があった場合は、これを開催しなければならない。

3 運営委員会には、専門的知見を有する者に、アドバイザーとしての出席を随時求めることができる。

(分科会)

第27条 運営委員会の下に、必要に応じて、特定の事項に係る調査、検討を行うため、分科会を設置することができる。

2 分科会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

3 分科会には、専門的知見を有する者に、アドバイザーとしての出席を随時求めることができる。

(報酬)

第28条 運営委員会及び分科会の委員は、無報酬とする。

(会議の非公開)

第29条 運営委員会及び分科会は、非公開とする。

(費用の支弁)

第30条 協議会の経費については、本システムの運営経費の一部として支弁する。

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において委員総数の過半数の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第32条 協議会は、本システムの運営が終了し第2条の目的が達しえなくなった場合その他総会において委員総数の4分の3以上の議決があった場合に解散する。

(事務局等)

第33条 協議会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局及び振興基金に置く。

(雑則)

**第34条** 本規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

**附則**

この規約は平成29年6月30日から施行する。

この規約は令和2年12月25日から施行する。

この規約は令和7年3月19日から施行する。

## 別紙

一般社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人 全国中小建設業協会

一般社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

一般社団法人 日本電設工業協会

一般社団法人 住宅生産団体連合会

全国建設労働組合総連合